

下関市地域生活支援事業（移動支援事業・障害者デイサービス事業・日中ショートステイ事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき地域生活支援事業として実施する移動支援事業、障害者デイサービス事業及び日中ショートステイ事業（以下「地域生活支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 地域生活支援事業の内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

（事業者の登録）

第3条 事業を実施しようとする者（以下「事業申請者」という。）は、サービスの種類ごと、かつ事業所ごとに下関市地域生活支援事業事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業申請書の提出があったときは、事業申請者の実績状況、および当該事業所の運営状況等を勘案し、適当と認めたときは、下関市地域生活支援事業実施事業者登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の規定により事業登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を受けた内容に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に、下関市地域生活支援事業実施事業者登録内容変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 登録事業者は、事業の休止又は廃止を行う場合は、休止又は廃止しようとする日の1月前までに下関市地域生活支援事業休止等届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。また、再開する場合も当該届書により申し出るものとする。

（利用対象者）

第4条 事業の利用の対象とする者（以下「対象者」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、法第5条に掲げる障害福祉サービスを優先す

るものとし、これにより本事業と同様のサービスを受けることのできる者は除くものとする。

(利用申請)

第5条 地域生活支援事業を利用しようとする者は、下関市地域生活支援事業利用申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた時は、対象者の状況等の調査を行い、利用を決定したときは、下関市地域生活支援事業利用決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 前項の規定に基づき利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、地域生活支援事業の利用に当たっては、登録事業者に対して下関市地域生活支援事業利用決定通知書を提示し、直接契約を締結しなければならない。

(守秘義務)

第6条 登録事業者およびその従業員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(登録事業者への支払額及び利用者負担額)

第7条 地域生活支援事業の実施に係る費用は、別表3に掲げる額とする。

2 利用者は、登録事業者からサービスの提供を受けた場合は、前項に規定する費用のうち10分の1の額を利用者負担額として登録事業者に支払わなければならない。ただし、生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯にあっては利用者負担額を免除する。

3 市長は、利用者が登録事業者からサービスの提供を受けた場合は、第1項に定める費用の額から前項に規定する利用者負担額を控除して得た額を当該登録事業者を支払うものとする。この場合にあって、登録事業者は、利用者に提供したサービスの内容を実績記録票に記録し、市長に報告するものとする。

4 市は、助成に係る費用のほか、事業の実施に関し、一切の経費を支出しない。

(決定の取消等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、又は事業によるサービスの提供を中止することが

できる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けた場合

(2) その他市長が不適當と認めた場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前の様式による用紙については、当分の間は所要の修正を加え使用することができる。

(旧要綱の廃止)

3 この要綱の施行に伴い、下関市移動支援サービス事業実施要綱及び下関市地域活動支援センター基礎的事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年11月1日から施行し、同日以降に実施した事業において適用する。

様式第 1 号 （第 3 条関係）

下関市地域生活支援事業事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

法人等の所在地
〒

名 称

代表者の氏名

（TEL ）
（FAX ）

下記のとおり、下関市地域生活支援事業（移動支援事業・障害者デイサービス事業・日中ショートステイ事業）実施要綱に規定する事業者として登録したいので申請します。

記

事業所	名 称	
	所 在 地	〒 (TEL) (FAX)
管理者氏名		
サービス内容		1. 移動支援事業 2. 地域生活支援センター基礎的事業 (1) 障害者デイサービス事業 (2) 日中ショートステイ事業
事業開始の 予定年月日		年 月 日

様式第 2 号 （第 3 条関係）

下関市地域生活支援事業実施事業者登録決定通知書

年 月 日

様

下関市長 印

下記のとおり、下関市地域生活支援事業（移動支援事業・障害者デイサービス事業・日中ショートステイ事業）実施要綱に規定する事業者として登録したので通知します。

記

事業所	名 称	
	所 在 地	〒 (TEL) (FAX)
登録事業所番号		
サービス内容		1. 移動支援事業 2. 地域生活支援センター基礎的事業 (1) 障害者デイサービス事業 (2) 日中ショートステイ事業
登録年月日		年 月 日

様式第 3 号 （第 3 条関係）

下関市地域生活支援事業実施事業者登録内容変更届

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

法人等の所在地

〒

名 称

代表者の氏名

（TEL

）（FAX

下記のとおり、下関市地域生活支援事業（移動支援事業・障害者デイサービス事業・日中ショートステイ事業）事業者として登録された内容を変更しますので届け出ます。

記

事業所	名 称	
	所 在 地	〒 (TEL) (FAX)
登録サービス内容		1. 移動支援事業 2. 地域生活支援センター基礎的事業 (1) 障害者デイサービス事業 (2) 日中ショートステイ事業
変更内容	新	
	旧	
変更（予定）年月日		年 月 日

様式第4号（第3条関係）

下関市地域生活支援事業休止等届

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者

法人等の所在地
〒

名 称

代表者の氏名

（TEL
（FAX

下記のとおり、下関市地域生活支援事業（移動支援事業・障害者デイサービス事業・日中ショートステイ事業）事業の（ 廃止・休止・再開 ）をいたしましたので届け出ます。

記

事業所	名 称	
	所 在 地	〒 (TEL (FAX
廃止・休止・再開 するサービス		1. 移動支援事業 2. 地域生活支援センター基礎的事業 (1) 障害者デイサービス事業 (2) 日中ショートステイ事業
廃止・休止・再開 した年月日		年 月 日
廃止・休止・再開 した理由		
現にサービスを受けていた者 に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		

様式第 5 号（第 5 条関係）

地域生活支援事業利用申請書

（宛先） 下関市長

次のとおり申請します。

		申請年月日 令和 年 月 日			
申請者	フリガナ		生年月日	昭和 平成 年 月 日（ 歳）	
	氏 名		個人番号		
	居住地	〒 電話番号（ ） －			
フリガナ			生年月日	年 月 日（ 歳）	
支給申請に係る 児 童 氏 名			個人番号		
続柄			個人番号		
生活保護受給		有 ・ 無			
障害の内容 （※精神障害者又は難病に該当する場合は、障害等を証明する書類を添付してください）		身体障害者手帳	級 （手帳番号 第 号）		
		療 育 手 帳	A B （手帳番号 第 号）		
		精神障害者保健福祉手帳（※）	級 （手帳番号 第 号）		
		難 病（※）	病名（ ）		
希 望 サ ー ビ ス	☐ 外出移動支援	保護者等が付き添い又は介助できない理由	（※利用者が小学生以下の場合記入してください）		
		利用時間	時間/月		
	☐ 移動支援	通学先	小学校 ・ 中学校 ・ 総合支援学校 中等教育学校(前期課程)		
		保護者等の止むを得ない事由	□疾病・障害 □入院 □出産 □就労 事由 □その他 （ ）		
			期間	年 月 日～ 年 月 日	
			利用時間	時間/月	
	☐ 障害者デイサービス		利用日数	日/月	
	☐ 日中ショートステイ		利用日数	日/月	

当該障害者福祉サービスの支給決定にあたり、利用者負担額を決定するため、必要がある時は障害者等の属する世帯の収入（課税）状況等について、各関係機関に調査・照会・閲覧することに同意します。

令和 年 月 日

（宛先） 下関市長

申請者 _____

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

下関市地域生活支援事業利用決定通知書

申請のありました地域生活支援事業の利用については、次のとおり決定したので通知します。

利用 者 証 番 号		決 定 障 害 者 (保護者) 氏名	
決 定 日		決定に係る 児 童 氏 名	
利用者負担		食事提供加算の 有 無	

決 定 内 容	サービスの種類	支 援 の 内 容	有 効 期 間
		備 考	
	移動支援		
		備考	
	障害者デイサービス		
		備考	
	日中ショートステイ		
		備考	

注

- 1 支援の内容に記された範囲内で、下関市から地域生活支援事業実施事業者として登録を受けた事業者から上記内容の支援を受けることができます。

別表 1（第 2 条関係）

事業名	内 容
1. 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、介助員が外出の際の移動を支援する。支援の内容は次のとおりとする。 （1）外出移動支援 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の移動支援。 （2）通学支援 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（後期課程を除く。）、特別支援学校の通学（登校及び下校）及び通学に準じる外出の移動支援。
2. 地域活動支援センター基礎的事業	
（1）障害者デイサービス事業	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動又は生産機会の提供、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等の支援を行う。
（2）日中ショートステイ事業	障害者等の日中における活動場所を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

別表 2（第 4 条関係）

事業名	要 件
1. 移動支援事業	（1）外出移動支援 本市に居住する在宅の障害者等又は本市が援護の実施者となる在宅の障害者等で次のいずれかに該当する者とする。ただし、小学生以下については、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）が付き添い又は介助ができない場合に限る。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由の程度が 1 級又は 2 級に該当する者で両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害を有する者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）

	エ その他市長が対象者とすることが適当と認められる者 (2) 通学支援 本人の障害を起因として単独での通学が困難な者（小学校等への入学、編入等で通学経路の変更発生時の者を含む。）で、かつ保護者の付き添い又は介助ができないと認められる止むを得ない事由により長期に渡り通学ができなくなる者で、次のいずれかに該当する者とする。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由の程度が1級又は2級に該当する者で両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又は視覚障害を有し、1人での通学が困難な者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害を有する者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。） エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けている者 オ その他市長が対象者とすることが適当と認められる者 なお、保護者の付き添い又は介助ができないと認められる止むを得ない事由とは、次のいずれかに該当する場合とする。 （ア）保護者の疾病・障害による場合 （イ）保護者の入院による場合 （ウ）保護者の出産による場合 （エ）保護者の就労による場合 （オ）その他医師の診断書等で認められる場合
2. 地域活動支援センター基礎的事業	
①障害者サービス事業	地域において雇用・就労が困難な本市に住所を有する在宅の障害者であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、障害児及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校在学中の者は対象外とする。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害を有する者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。） エ その他市長が対象者とすることが適当と認められる者

②日中ショートステイ事業	本市に居住する在宅の障害者等又は本市が援護の実施者となる在宅の障害者等で、次のいずれかに該当する者とする。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害を有する者（発達障害者支援法にいう発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。） エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けている者 オ その他市長が対象者とするのが適当と認められる者
--------------	---

別表3（第7条関係）

1 移動支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準による同行援護サービス費を用いて算定した額とする。

ただし、加算については夜間早朝・深夜加算のみとする。

2 地域活動支援センター基礎的事業

（1）障害者デイサービス事業

（単位：円）

類型	障害程度	利用時間		
		4時間以下	4時間を超え6時間以下	6時間超
単独型（Ⅰ）	区分3	3,180	5,310	6,910
	区分2	2,940	4,920	6,390
	区分1	2,720	4,540	5,890
併設型（Ⅰ）	区分3	2,550	4,260	5,540
	区分2	2,320	3,860	5,040
	区分1	2,080	3,490	4,540
単独型（Ⅱ）	区分3	1,420	2,360	3,080
	区分2	1,230	2,050	2,680
	区分1	1,040	1,750	2,270
併設型（Ⅱ）	区分3	790	1,310	1,720
	区分2	610	1,000	1,300
	区分1	410	690	910
送迎（片道につき）		570		
入浴		420		
低所得者食事提供加算		440		

(2) 日中ショートステイ事業

(単位：円)

類型	障害程度	利用時間		
		4 時間以下	4 時間を超え 8 時間以下	8 時間超
障害者	区分 6	2, 330	4, 670	7, 000
	区分 5	1, 980	3, 970	5, 950
	区分 4	1, 640	3, 280	4, 910
	区分 3	1, 470	2, 950	4, 420
	区分 2	1, 280	2, 570	3, 850
	区分 1	1, 280	2, 570	3, 850
障害児	区分 3	1, 980	3, 970	5, 950
	区分 2	1, 550	3, 110	4, 660
	区分 1	1, 280	2, 570	3, 850
低所得者食事提供加算		440		